

大垣市下水道施設引渡し取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道管理者以外の者が設置した下水道管路施設の市への引渡しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道施設 下水道管理者以外の者が汚水を排除する目的で設置した下水道管路施設をいう。
- (2) 下水道条例 大垣市下水道条例（平成17年条例第64号）をいう。
- (3) 農集排条例 大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号）をいう。
- (4) 特別使用許可 下水道条例第26条及び農集排条例第22条の規定に基づく許可をいう。
- (5) 取付管 大垣市下水道関連施設取付管設置要綱（平成22年4月1日制定）第2条第1号に規定する取付管をいう。

(引渡しの対象)

第3条 引渡しを受ける対象となる下水道施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為により設置された下水道施設
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく位置の指定を受けた道路に設置された下水道施設
- (3) 特別使用許可を受け設置された下水道施設
- (4) 建築工事に伴い新たに設置された取付管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、引渡しをすることが適当と市長が認めたもの

(事前承認)

第4条 前条各号に規定する下水道施設を設置する者（以下「申請者」という。）は、事前に自費施工承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた下水道施設の変更及び廃止についても同様とする。

- 2 市長は、前項の承認において必要と認めるときは、当該承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する下水道施設については、都市計画法第32条の規定に基づく公共施設管理予定者との協議経過書をもって同項の申請及び承認に代えることができる。
- 4 申請者は、第1項の承認を受けないで設置された下水道施設の引渡しを行おうとするときは、あらかじめ引渡承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（構造の基準）

第5条 前条の承認を受けて設置される下水道施設は、下水道条例、農集排条例のほか、市の設計基準に準拠したものとしなければならない。

（引渡検査）

第6条 第4条の承認を受けた申請者は、施工完了後、引渡検査願（第3号様式）及び引渡図書等を市長に提出し、書類検査及び現場検査を受けなければならない。

（引渡図書等）

第7条 前条に規定する引渡し図書等は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図（住宅地図等）
- (2) 出来形図（平面図、縦断図、取付管台帳図及び台帳関連資料）
- (3) 各種構造物の構造詳細図及び各種計算書
- (4) 完成写真及び工事写真
- (5) 土地利用計画図
- (6) 各種権利関係図書（所有権、借地権、地役権、埋設承諾、占用許可等の書類の写し一式）
- (7) 特殊な器具類（ゲート、保安柵等のハンドル、かぎ等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（引渡し）

第8条 下水道施設の引渡しは、申請者が引渡検査合格後、公共施設引渡書（第4号様式）を市長に提出し、市長が下水道施設の引渡しの受理（第5号様式）を発行することにより行うものとする。

- 2 第3条第4号に規定する下水道施設の引渡しについては、下水道条例第7条及び第9条又は農集排条例第8条及び第11条の手続をもって、第6条及び前項の手続に代えることができる。

(引渡附帯条件)

第 9 条 引渡しが完了した下水道施設が次に掲げる事項に該当することとなったときは、申請者は自己の負担と責任において当該下水道施設の補修を行わなければならない。

- (1) 引渡日から 2 年を経過する日までの間に施工不良に伴う不良箇所又は破損箇所が発見されたとき。
- (2) 開発行為又は宅地造成等において、住宅建築等に伴い当該下水道施設の一部が破損されたとき。
- (3) 開発行為等に伴い建築された住宅等において、全戸入戸後 3 月を経過するまでの間に、ツマリ補修が必要となったとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。